

令和5年度SDGs推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」  
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、令和5年度SDGs推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」業務を委託するに当たり公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 令和5年度SDGs推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月29日まで
- (4) 提案上限金額 ￥7,922,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定。）及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。）並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) この公告の日の5年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。

### 3 スケジュール

公告	令和5年6月8日(木)
質問受付締切	令和5年6月15日(木) 午後5時15分
質問回答	令和5年6月20日(火)
申請書類の提出期限	令和5年7月6日(木) 午後5時15分
資格審査結果通知	令和5年7月10日(月)
書面審査	令和5年7月11日(火) から7月14日(金) まで (予定)
結果通知	令和5年7月21日(金) (予定)
見積徴取及び契約締結	令和5年7月下旬(予定)

### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年6月15日(木) 午後5時15分(必着)
- (2) 提出書類 質問書(様式1)
- (3) 提出方法 電子メールのみ。「10 担当部局」宛て送信。  
なお、電子メール送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。
- (4) 回答日 令和5年6月20日(火)
- (5) 回答方法 質問者に対して電子メールで回答する。なお、質問要旨及び回答内容は同日、郡山市ウェブサイトに掲載(社名非公表)する。

### 5 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出期限 令和5年7月6日(木) 午後5時15分(必着)
- (2) 提出方法 郵送又は持参にて「10 担当部局」に提出。  
持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。  
また、提出書類の電子データを収録したCDも併せて提出すること。

(3) 提出書類

様式番号	書式名	記載内容
様式 2	参加申込書	—
様式 3	業務実績表	本告示の日の5年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務を行った主な実績について、発注者、実施年度、業務の概要等を記載すること。 なお、実績については健康をテーマにした業務である必要はない。
様式 4	委任状	支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。
任意様式	企画提案書	提案は、1者につき1案とする。 以下の点については、必ず記載すること。 ・企画の全体像及びスケジュール ・キャンペーンのキャッチコピー2案 ・3ステップによる健康づくりに向けた効果的な行動変容を促す企画 ・啓発動画、ポスターのイメージ ・パネル展のイメージ
	法人概要書	—
	印鑑証明書	—
	履歴事項全部証明書 (法人のみ)	発行日から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるもの。
	納税証明書	国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人） 市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）
	業務実施体制	本業務を受託するに当たっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。
	参考見積書	経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む。）を記載することとし、できるだけ具体的に記載すること。

(4) 提出書類の記載要領

- ア 書類サイズは原則A4版とするが、必要に応じてA3版（折り込むようにすること。）も可とする。
- イ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。
- ウ 提出書類は片面印刷とし、様式区分ごとにインデックスを付すこと。
- エ 提出書類の中に疑義があるものについては、提案者に対し「10 担当部局」から必要に応じて確認を行うことができるものとする。

オ 全て正本1本及び副本9部、計10部を提出すること。

## 6 審査方法

### (1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。結果については、令和5年7月10日までに書面により通知する。

### (2) 書類審査

実施期間 令和5年7月11日（火）から7月14日（金）まで

本業務に係るプロポーザル選定委員会において、提出された企画提案書等について書面審査を実施し、最も優れている企画提案者を決定する。

### (3) 審査結果の通知及び公表

契約候補者の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、審査の結果は郡山市ウェブサイトで公表する。

## 7 選定基準

提出された提案書等について、次の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者とし、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

(1) 業務実施体制（10点）

(2) 業務実績（10点）

(3) 提案内容の効果性（50点）

(4) 提案内容の独創性（10点）

(5) 提案内容の実現性（10点）

(6) 参考見積（10点）

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 9 契約条件

(1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「8 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。(契約締結までに指名停止になる等)
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号)第8条第1項第5号の規定により免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 支払については、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

#### 10 担当部局

〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号

郡山市保健所健康政策課健康政策係

電話番号 024-924-3020

FAX番号 024-934-2860

E-mail [kenkou-seisaku@city.koriyama.lg.jp](mailto:kenkou-seisaku@city.koriyama.lg.jp)

#### 11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申込書等の提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (6) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。